

## 調査の概要

### 1 医療施設調査

- (1) 調査の目的 医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 調査の種類期間 医療施設静態調査 3年毎（直近令和5年10月1日）に実施し、詳細な実態を把握する。  
医療施設動態調査 静態調査の結果に開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、令和3年10月1日から1年間の調査である。
- (3) 調査の対象 医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。
- (4) 調査の事項 施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項。
- (5) 結果の集計 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行った。

### 2 病院報告

- (1) 報告の目的 病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 報告の期間 令和4年1月1日～令和4年12月31日
- (3) 報告の対象 病院、療養病床を有する診療所
- (4) 報告の事項 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
- (5) 結果の集計 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行った。

## 用語の解説

### 1 医療施設の種類

- 病 院 : 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。
- 一般診療所 : 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。
- 歯科診療所 : 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

### 2 病院の種類

- 精神科病院 : 精神病床のみを有する病院
- 一般病院 : 上記以外の病院（平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く）  
（再掲）地域医療支援病院  
他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第4条）

### 3 病床の種類

- 精神病床 : 精神疾患を有する者を入院させるための病床
- 感染症病床 : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
- 結核病床 : 結核の患者を入院させるための病床

療養病床 : 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床  
 一般病床 : 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

- 4 在院患者 : 病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。
- 5 新入院患者・退院患者 : 毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。
- 6 外来患者 : 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診察を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

7 1日平均在院患者数 =  $\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}} \times 1$  (※1 令和4年は365日)

8 1日平均外来患者数 =  $\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}} \times 1$

9 病床利用率 =  $\frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$

10 平均在院日数 =  $\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$

ただし、療養病床については次式による。

=  $\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関の他の病床へ移された患者数})}$

- 11 従事者 : 10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。
- 12 常勤換算 : 従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数である。

### 利用上の注意

- (1) 小数点以下については小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (2) 人口10万対等比率算出のために用いた人口は、国・県の人口については総務省統計局公表「人口推計（令和4年10月1日現在）」。市町村については、茨城県政策企画部統計課公表「茨城県常住人口調査結果報告書（令和4年10月1日現在）」。
- (3) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率が微少（0.05未満）の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

## 結果の概要

令和4年10月1日現在における県内の医療施設総数は3,391施設で、そのうち「休止・1年以上休診中」の施設を除いた活動中の施設は3,312施設であり、以下の内容は「活動中の施設」について取りまとめたものである。

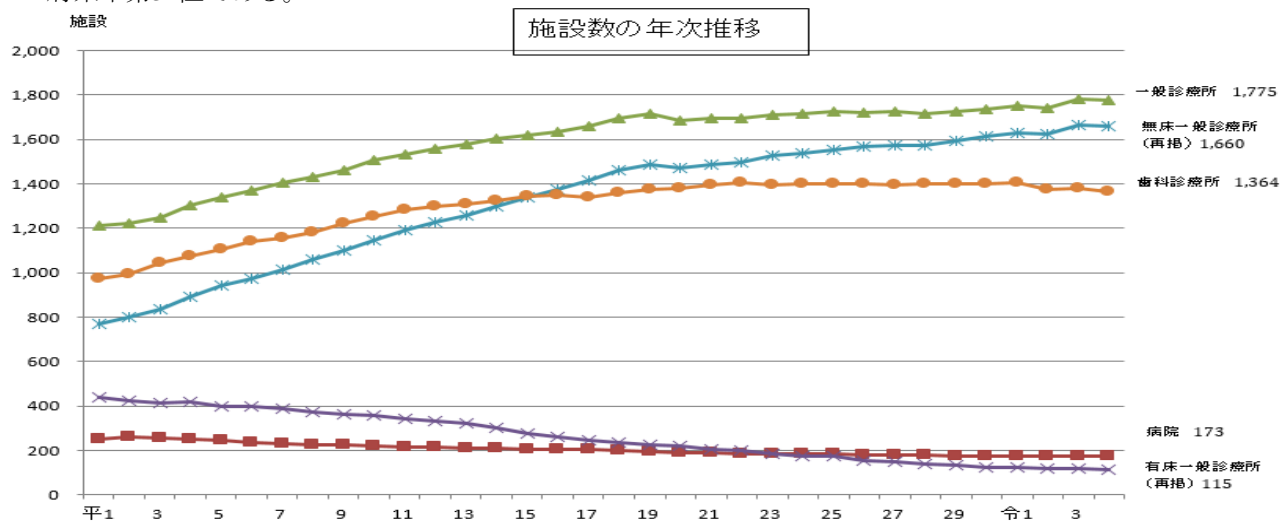
### 1 施設の種別別にみた施設数

病院は173施設で、前年より1施設増加した。人口10万対では6.1で、全国の6.5より低く、全都道府県中第32位である。

療養病床を有する病院は75施設で、前年より1施設減少した。老年人口10万対では8.7で、全国の9.5より低く、全都道府県中第28位である。

一般診療所は1,775施設で、前年より5施設減少した。うち有床診療所は、115施設で6.5%を占めている。人口10万対施設数は62.5で、全国の84.2より低く、全都道府県中第46位である。

歯科診療所は1,364施設で、前年より14施設減少した。人口10万対では48.0で、全国の54.2より低く全都道府県中第31位である。



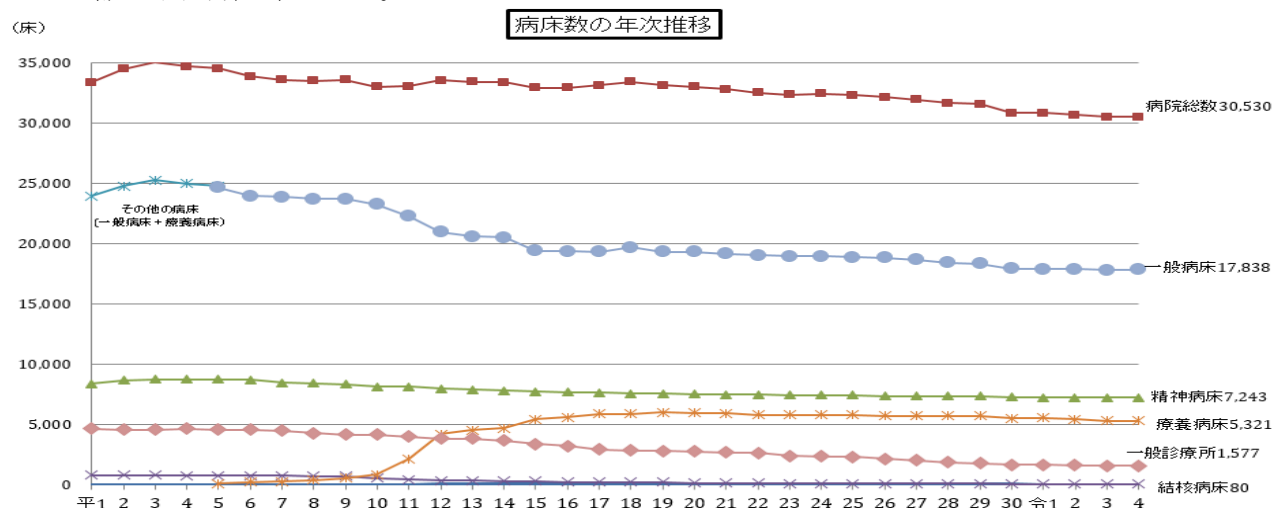
### 2 病床の種類別にみた病床数

病院の病床数は30,530床で、前年に比べ11床増加した。人口10万対では1,075.0で全国の1,194.9より低く、全都道府県中第39位である。

一般病床は17,838床で、前年に比べ20床増加した。人口10万対では628.1で全国の709.6より低く、全都道府県中第41位である。

療養病床は5,321床で、前年に比べ9床減少した。老年人口10万対では616.6で、全国の769.1より低く、全都道府県中第35位である。

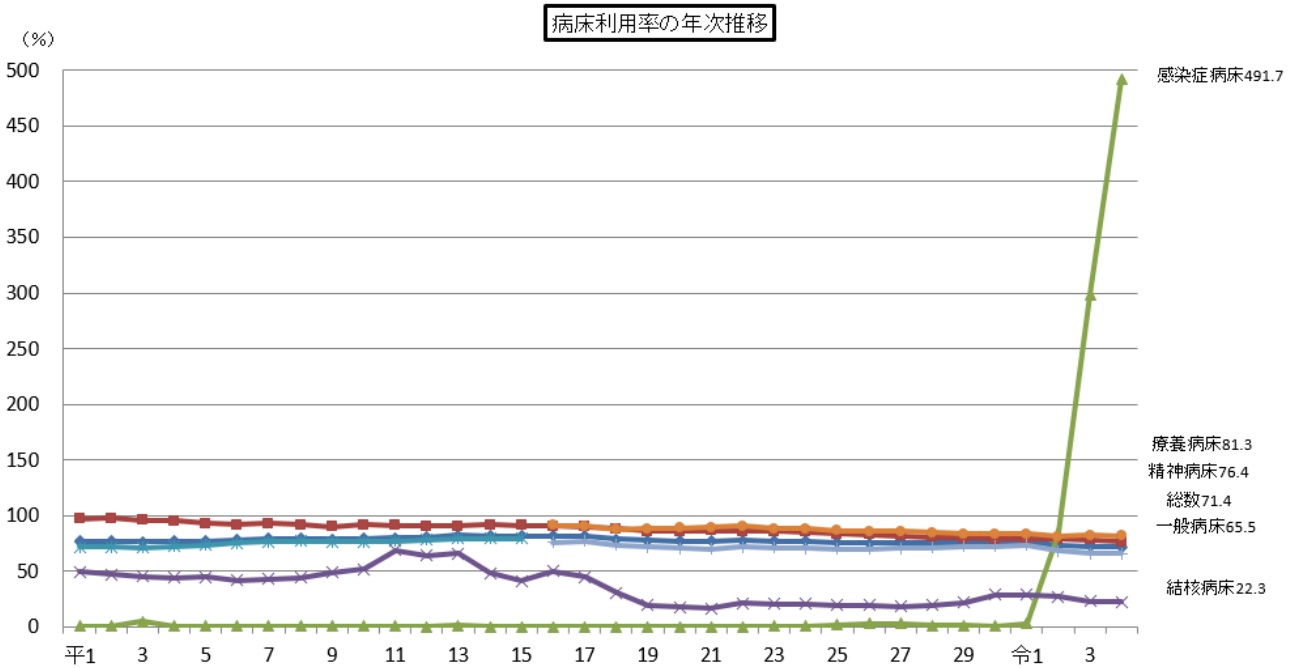
一般診療所の病床は1,577床で、前年に比べ23床減少した。人口10万対では55.5で全国の64.4より低く、全都道府県中第28位である。



### 3 病院の病床利用率

年平均病床利用率は71.4%で、前年より0.5%減少した。

病床の種類別にみると、精神病床は76.4%、感染症病床は491.7%、療養病床は81.3%、一般病床は65.5%である。



### 4 病院の平均在院日数

平均在院日数は26.7日で、前年に比べ0.4日短くなっている。

病床の種類別にみると、精神病床は377.4日、結核病床62.7日、療養病床は124.5日、一般病床は15.5日である。

